

知恵と力を合わせて信州を元気に

MONTHLY REPORT

2016

月刊

中小企業レポート

12

No.481

長野県中小企業団体中央会

特集

育児・介護休業法等が改正されます



ひとつ上の 仕事をめざす 大きなチカラ。

事業資金はけんしんにお任せください。



地域の魅力をプロデュース。

簡単

便利

迅速

けんしんの
当座貸越

無担保

クイックK



THE NAGANO-KEN SHINKUMI BANK

長野県信用組合 けんしん

知恵と力を合わせて信州を元気に

月刊 中小企業レポート

2016

12

No.481

-
- 2 **特集**
育児・介護休業法等が改正されます
-
- 6 **中央会インフォメーション**
-
- 12 **全中インフォメーション**
-
- 13 **信州の100年企業**
株式会社アオヤギ印刷（上田市）
-
- 16 **好機逸すべからず**
株式会社エンドレスプロジェクト（佐久市）
宮坂醸造株式会社（諏訪市）
-



石版印刷は、1798年にプラハ生まれのゼーネフェルダーがミュンヘンで発明しました。石灰石を使った石版は活版印刷の活字などと違って、自由に印刷ができる画期的な印刷システムで、現代のオフセット印刷のルーツとなるものでした。

写真の石版は、大正時代に使用していた石版で、今でも株式会社アオヤギ印刷で大切に保管しています。

特集

育児・介護休業法等が改正されます！ —平成29年1月1日施行—

仕事と介護の両立支援制度の見直し

(育児・介護休業法、雇用保険法関係)

改正内容【介護離職を防止し、仕事と介護の両立を可能とするための制度の整備】

	改正内容	現行	改正後
1	介護休業（93日：介護の体制構築のための休業）の分割取得	原則1回に限り、93日まで取得可能	取得回数の実績を踏まえ、介護の始期、終期、その間の期間にそれぞれ対応するという観点から、対象家族1人につき通算93日まで、3回を上限として、介護休業の分割取得を可能とする。
2	介護休業給付の給付率の引上げ	賃金の40%	67%に引上げを行う。
3	介護休暇（年5日）の取得単位の柔軟化	1日単位での取得	半日（所定労働時間の2分の1）単位の取得を可能とする。 <日常的な介護ニーズに対応> 子の看護休暇と同様の制度
4	介護のための所定労働時間の短縮措置等（選択的措置義務）	介護休業と通算して93日の範囲内で取得可能	介護休業とは別に、利用開始から3年の間で2回以上の利用を可能とする。 <日常的な介護ニーズに対応> 事業主は以下のうちいずれかの措置を選択して講じなければならない。（措置内容は現行と同じ）①所定労働時間の短縮措置（短時間勤務）②フレックスタイム制度 ③始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ ④労働者が利用する介護サービス費用の助成その他これに準じる制度
5	介護のための所定外労働の免除（新設）	なし	介護終了までの期間について請求することのできる権利として新設する。 <日常的な介護ニーズに対応> ・当該事業主に引き続き雇用された期間が1年未満の労働者等は、労使協定により除外できる。 ・1回の請求につき1月以上1年以内の期間で請求でき、事業の正常な運営を妨げる場合には事業主は請求を拒否できる。

介護休業等の対象家族の範囲の拡大【省令事項】

同居・扶養していない祖父母、兄弟姉妹及び孫も追加。

（現行：配偶者、父母、子、配偶者の父母、同居かつ扶養している祖父母、兄弟姉妹及び孫）

仕事と育児の両立支援制度の見直し

(育児・介護休業法、男女雇用機会均等法等関係)

改正内容【多様な家族形態・雇用形態に対応した育児期の両立支援制度等の整備】

	改正内容	現行	改正後
1	子の看護休暇（年5日）の取得単位の柔軟化	1日単位での取得	半日（所定労働時間の2分の1）単位の取得を可能とする。 ※所定労働時間が4時間以下の労働者については適用除外とし、1日単位。 ※業務の性質や業務の実施体制に照らして、半日を単位として取得することが困難と認められる労働者は、労使協定により除外できる。 ※労使協定により、所定労働時間の2分の1以外の「半日」とすることができる。（例：午前3時間、午後5時間など）
2	有期契約労働者の育児休業の取得要件の緩和	①当該事業主に引き続き雇用された期間が1年以上であること、②1歳以降も雇用継続の見込みがあること、③2歳までの間に更新されないことが明らかである者を除く	①当該事業主に引き続き雇用された期間が1年以上であること、②子が1歳6ヶ月に達する日までに、その労働契約（労働契約が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了することが明らかである者を除く、とし取得要件を緩和する。
3	育児休業等の対象となる子の範囲	法律上の親子関係である実子・養子	特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子といった法律上の親子関係に準じるといえるような関係にある子については育児休業制度等の対象に追加する。
4	妊娠・出産・育児休業・介護休業をしながら継続就業しようとする男女労働者の就業環境の整備	事業主による不利益取扱い（就業環境を害することを含む。）は禁止	・妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする、上司・同僚などによる就業環境を害する行為を防止するため、雇用管理上必要な措置を事業主に義務づける。 ・派遣先で就業する派遣労働者については、派遣先も事業主とみなして、上記防止措置義務を適用する。また事業主による育児休業等の取得等を理由とする不利益取扱いの禁止規定を派遣先にも適用する。

妊娠・出産・育休等を理由とする 不利益取扱い・防止措置

(育児・介護休業法、男女雇用機会均等法等関係)

現行の概要

○事業主は、妊娠・出産・育休等を理由として、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

以下のような事由を理由として

妊娠中・産後の女性労働者の

- ・妊娠、出産
- ・妊婦検診などの母性健康管理措置
- ・産前・産後休業
- ・軽易な業務への転換
- ・つわり、切迫流産などで仕事ができない、労働能率が低下した
- ・育児時間
- ・時間外労働、休日労働、深夜残業をしない

子どもを持つ労働者の

- ・育児休業
- ・所定労働時間の短縮措置（短時間勤務）
- ・子の看護休暇
- ・時間外労働、深夜業をしない

※上記は主なもの

不利益取扱いを行うことは違法

- ・解雇
- ・雇止め
- ・契約更新回数の引き下げ
- ・退職や正社員を非正規社員とするような契約内容変更の強要
- ・降格
- ・減給
- ・賞与等における不利益な算定
- ・不利益な配置変更
- ・不利益な自宅待機命令
- ・昇進・昇格の人事考課で不利益な評価を行う
- ・仕事をさせない、もっぱら雑務をさせるなど就業環境を害する行為をする

現行の不利益取扱い禁止と防止措置の関係

見直し内容

	不利益取扱い禁止 (均等法第9条3項、育・介法第10条等)	防止措置義務（新規）
禁止・義務の対象	事業主	事業主
内 容	妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱いをしてはならない。 ※就業環境を害する行為を含む。	上司・同僚などが職場において、妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする就業環境を害する行為をすることがないように防止措置 ^(※) を講じなければならない。 ※労働者への周知・啓発、相談体制の整備等の内容を想定。指針で規定。

改正育児・介護休業法に関するQ&A

Q1

改正法施行前に、対象家族1人について介護休業1回（30日）と介護勤務時間短縮等の措置63日の合わせて93日制度を利用している場合、改正法施行後、当該対象家族について介護休業を新たに取得できますか？

A

改正法施行後、同一の対象家族について通算63日まで、残り2回を上限として分割して介護休業を取得することができます。

Q2

介護休業の通算取得日数を対象家族1人について1年まで、分割5回までの制度とすることは可能ですか？

A

法の基準では、対象家族1人について「介護休業93日、分割3回」となっています。設問のケースでは、通算取得日数も分割回数も法を上回っているため可能です。

Q3

介護のための所定労働時間短縮等の措置は、連続する3年間以上の期間における措置を講じることとされていますが、改正法施行前に既に介護のための所定労働時間短縮等の措置を利用した労働者について、「3年間以上の期間」の起算点はいつになるのですか？

A

介護のための所定労働時間短縮等の措置については、改正法施行日前の労働者の利用状況に関わらず、利用開始日から連続する3年間以上の期間講じる必要があります。したがって「3年以上の期間」の起算点は、すでに利用実績があった場合でも、改正法施行日の平成29年1月1日以降初めて制度の利用を開始する日として労働者が申し出た日となります。

Q4

子の看護休暇及び介護休暇について、すでに時間単位で取得できる制度を設けている事業所であっても、さらに半日単位で取得できる制度を設けなければなりませんか？

A

時間単位での取得が可能な制度があり、当該制度が全ての労働者に適用されている場合は、すでに法を上回る内容となっているため、半日単位取得についてさらに定める必要はありません。

Q5

育児休業の対象となる子の範囲が特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子等にも拡大されましたが、子の看護休暇、育児のための所定外労働の制限、時間外労働の制限、深夜業の制限、短時間勤務の対象となる子の範囲も同様ですか？

A

育児休業と同様に、子の看護休暇、育児のための所定外労働の制限、時間外労働の制限、深夜業の制限、短時間勤務の対象となる子の範囲も拡大されました。

◇改正法のお問い合わせは、長野労働局雇用環境・均等室へどうぞ。 Tel.026-227-0125

「信州の伝統的工芸品ウィーク in アリオ上田」 開催!!

信州の広い県土の中に地域と歴史に根ざした様々な伝統的工芸品が一堂に集まり、11月11日(金)～16日(水)までアリオ上田太陽のコート&星のコートにて「信州の伝統的工芸品ウィークinアリオ上田」(主催：長野県、上田市、長野県中小企業団体中央会、長野県伝統工芸品産業振興協議会)を開催しました。【展示販売：国指定工芸品7品目、県指定工芸品14品目】【パネル展示：国指定工芸品7品目、県指定工芸品17品目】



信州の伝統的工芸品ウィークは、信州各地に数多くある伝統的工芸品において、脈々と受け継がれている魅力的な工芸品やその技術を生かした新たな取り組みをしている工芸品を、多くの皆様に見て、触って、感じていただくこと、自分たちの地域にある伝統的工芸品を再発見していただくことを目的とし、県内を巡回して開催することを趣旨として、伝統的産業魅力アップ・創造事業(県委託事業)の一環として開催しました。

11月11日(金)のオープニングセレモニーでは金子義幸上田商工会議所専務理事、滝澤正幸上田市立美術館館長、齋藤彰俊(株)モール・エスシー開発アリオ上田所長に来賓としてご臨席を賜りました。また、沖村正博長野県産業労働部ものづくり振興課長及び本会若林邦彦副会長より主催者あいさつを行い、倉島義彦上田市商工観光部長より開催地としてのあいさつをいただきました。そして、最後に久保田治秀長野県伝統工芸品産業振興協議会会長と本会清水貞男上小支部長を加えた8人で厳粛にテープカットが行われ、伝統的工芸品ウィークがスタートしました。

11月12日(土)には記念イベントとして、午前にはトーク・ショー「こっぱ人形ってナンダ?」、午後には「信州紬のファッション・ショー」を行いました。

トーク・ショーでは、地元上田市の伝統的工芸品「農民美術」で、山本鼎氏が当初から提案し、大正時代から昭和初期にかけて全国に広まった「こっぱ人形」について、徳武忠造長野県農民美術連合会会長と上田市美術館の小笠原学芸員、中村学芸員及び鬼頭ミュージアムショップ店長が



出演、それぞれの思いを語っていただきました。地元上田でも今となっては余り知られていない「こっぱ人形」ですが、その「かわいい姿」と「ものがたり」に、多くの来場者が「農民美術のこっぱ人形」の魅力に耳を傾けていました。

「信州紬のファッション・ショー」(小岩井良馬プロジェクトリーダー)では、12人のモデルがショーを展開、阿部長野県知事とアルクマもゲスト出演しました。様々な色や柄の信州紬(上田紬・伊那紬・松本紬)で製作した着物を着たモデルがランウェイを歩き、それぞれの特徴について解説を交えながら、信州紬の魅力を伝えました。最後は阿部知事があいさつ



で「地消地産と伝統的工芸品」についてお話しいたき、アルクマ、モデルと参加者の皆様との記念撮影も行い、大いに賑わい、会場は溢れんばかりの人だかりとなりました。

南木曾ろくろ細工(写真左)・信州竹細工(須賀川)(写真真ん中)・今にわかに話題となっているお六櫛(写真右)の実演が行われ、普段見ることができない職人の製作実演風景に多くの人が足を止めて、興味深そうに見入っていました。【実演：3種類 3産地提供】



小学生無料体験では、若い世代に工芸品の魅力を伝えるため、竹細工の竹のおもちゃ作り体験や内山紙の紙漉体験、信州紬の機織り体験、木曾漆器の木曾堆朱研ぎだし体験があり、多くの子供たちが楽しそうに体験していました。

また農民美術の木彫表札づくり、飯山仏壇の彫金、彫刻、蒔絵、内山紙の和紙のクリスマスリース作り等々大人向けの体験も行われ、体験によってはキャンセル待ちも出る人気ぶりでした。【体験数13種類 8産地提供】



来場者からは、「身近にあっても作り手である職人と話す機会が余りなく、今回その魅力を直接聞くことができよかった」との声も多くありました。広い長野県で、上田地域の方々に対して、改めて、信州の伝統的工芸品の多様性と奥深さやおもしろさについて、ピーアールを図ることができたのではないかと思いますし、販売に関しても当初の予想を超える盛況ぶりでした。

ご来場ありがとうございました。

松本味噌醤油工業協同組合 井上とギフト商品開発

松本味噌醤油工業協同組合は組合員の13の味噌蔵が醸造した味噌を集めたギフト商品を松本市「井上」と共同開発し、11月14日(月)に藤林屋で商品発表会を行いました。ギフト商品「Matsumoto Miso Collection」は11月17日(木)から発売しています。

松本の13の味噌蔵が自信をもってお勧めする味噌を取り揃えました。各蔵50グラムずつ詰め合わせ、味を食べ比べることができます。外装のパッケージにも工夫を凝



らしており、おしゃれな洋菓子風の

外箱で若い世代への購買も促しています。

ギフト開発に関わった藤林屋の佐渡友淳氏は「地元においしい味噌はたくさんあります。地元の皆さんに各蔵の味噌を味わっていただき、地元の蔵を知ってもらい、松本の味噌の盛り上がりにつなげたい。」と期待していました。



長野造園事業協同組合創立45周年記念式典を開催

11月24日(木)に長野市「ウエストプラザ長野」にて、長野造園事業協同組合の創立45周年記念式典が開催されました。

小林武一理事長は式典のあいさつで「初代理事長から多くの理事長が歴任され、いい時も悪い時もありましたが、45周年を迎えました。さまざまな方にご支援、ご指導いただいたことに、感謝をするとともに、これからも引き続きのご指導をお願いいたします。」と述べられました。

記念式典では、西沢正隆長野県議会議員、寺沢さゆり長野市議



会議員、塩原健(一社)日本造園組合連合会長野県支部長、坂戸広三(一社)長野県造園建設業協会副会長、青木和彦NPO法人長野市環境緑化協力会会長、緩詰本会連携開発部指導監が祝辞を述べました。式典の後では座談会が開催され、歴代理事長が組合運営の話をするるとともに、今後の事業展開等について意見交換を行いました。記念式典、祝賀会へは来賓、組合員等、総勢30名を超える関係者が出席し盛大に開催されました。



平成27年度補正ふるさと名物応援事業補助金(JAPANブランド育成支援事業)活用事例 「SESSA」がCOMPAMEDに出展しました

11月16日(水)～19日(土)までドイツ・デュッセルドルフで開催された世界最大の医療機器製造展示会MEDICA/COMPAMEDへ諏訪地域ものづくり中小企業グループ5社からなる「SESSA」が世界最小の呼吸器内視鏡用鉗子、内視鏡用局注針TypeAと内視鏡用局注針TypeBの3点を、本会がグループ主催者となり出展しました。



今回出展された呼吸器内視鏡用鉗子は、近年増えている肺ガンなどの診断に必要な呼吸器内視鏡の中で使用することのできる生検用鉗子で、末端の細い気管支へ挿入することが可能となるため病気の早期診断に期待が高まっています。

※「SESSA」とは「切磋琢磨」の「切磋」を意味し、諏訪地域の超精密加工技術や医療機器メーカーで実績を積んだエンジニアの経験とスキルを有する人材をもつ、中小ものづくり企業5社が、互いの技術に磨きをかけ(切磋琢磨し)、日本発の材料技術を活かし開発・製造する、圧倒的な品質や機能を持った、医療機器用部品、医療機器用ユニット及び医療機器をブランドとして確立することを目指している集団です。



SESSA

- ・ 共栄電工株式会社
- ・ 株式会社 ナノ・グレインズ
- ・ 株式会社 松一
- ・ 株式会社 ミクロ発條
- ・ 株式会社 共進

中小企業関係税制改正に関する要望を提出

11月29日(火)、ANAインターコンチネンタルホテル東京において開催された全国中央会創立60周年記念式典の会場で、本会和田晶宜副会長から宮下一郎衆議院議員秘書(宮下洋二氏)に対し「平成29年度中小企業関係税制に関する要望」について陳情しました。また宮下一郎衆議院議員県下2事務所へも要望書を提出しました。

内容は、「**中小企業の生産性向上・経営力の強化を図るための固定資産税軽減措置の対象設備を拡充すること。特に非製造業の生産性向上に資する介護支援ロボットや省エネルギー設備等の器具備品、建物附属設備を加えること。**」を要望しました。

平成28年度補正 革新的ものづくり・商業・サービス開発支援補助金 公募を開始しました！

平成24年度補正予算より本会が長野県地域事務局として実施している通称「ものづくり補助金」の平成28年度第2次補正予算分の公募を、平成28年11月14日(月)に開始しました。募集期間は平成29年1月17日(火)【当日消印有効】までになり、平成29年3月中を目途に採択公表を予定しています。また2次公募は予定されていません。

今回も、中小企業・小規模事業者が取り組む、経営力向上に資する革新的サービス開発・試作開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援するものです。

この事業では、【革新的サービス】【ものづくり技術】の2つの対象類型^{注1}があります。また、それぞれについて、「第四次産業革命型」「一般型」「小規模型(設備投資のみ、試作開発等)」の事業類型があります。補助率は、補助対象経費の3分の2以内となります。

対象類型 ^{注1} 事業類型	【革新的サービス】	【ものづくり技術】
第四次産業革命型	<ul style="list-style-type: none"> 補助上限額：3,000万円 補助率：2/3以内 設備投資^{注2}：必要 補助対象経費：機械装置費、技術導入費、専門家経費、運搬費 	
一般型	<ul style="list-style-type: none"> 補助上限額：1,000万円 補助率：2/3以内 設備投資^{注2}：必要 補助対象経費：機械装置費、技術導入費、専門家経費、運搬費 	
小規模型	設備投資のみ	<ul style="list-style-type: none"> 補助上限額：500万円 補助率：2/3以内 設備投資^{注2}：必要 補助対象経費：機械装置費、技術導入費、専門家経費、運搬費
	試作開発等	<ul style="list-style-type: none"> 補助上限額：500万円 補助率：2/3以内 設備投資^{注2}：可能(必須ではない) 補助対象経費：機械装置費、技術導入費、専門家経費、運搬費、原材料費、外注加工費、委託費、知的財産権等関連経費、クラウド利用費

※ 雇用増(維持)をし、5%以上の賃金引上げについては、補助上限を倍増
※ 最低賃金引上げの影響を受ける場合については、補助上限をさらに1.5倍

注1. 業種の如何を問わず、【革新的サービス】、【ものづくり技術】のどちらでも応募申請が可能です。

注2. 設備投資とは専ら補助事業のために使用される機械・装置、工具・器具(測定工具・検査工具、電子計算機、デジタル複合機等)及び専用ソフトウェアの取得のための経費のうち、補助対象経費で単価50万円(税抜き)以上を計上する場合を指します。「第四次産業革命型」「一般型」「小規模型(設備投資のみ)」については、設備投資が必要です。

また、前回までと大きく変わったのは、一般型及び小規模型に補助金額が倍増、またさらに1.5倍となるのが、実績を要件に加えられました。要件は以下の通りです。

雇用・賃金拡充への取組み

補助上限額の増額要件*1	(1) 雇用増（維持）・5%賃上げする	(2) 10%賃上げする
	比較時点・期間	下記①～③の要件をすべて満たす場合 → 基本額の2倍
事業終了時点から遡及した6ヵ月間と、前年同期間（6ヵ月間）を比較して	① 全従業員の平均賃金 → 5%以上増加 ② 従業員の最低賃金グループ*2の平均賃金 → 5%以上増加	④ 従業員の最低賃金グループ*2の平均賃金 → 10%以上増加 (ただし、前年同期間において最低賃金グループ*2に属する従業員のうち、平均賃金が時間給（時間換算額）で1,000円以上の者がいる場合は、④の増額要件の適用を受けることはできません)
事業終了時点と、同月から遡及した6ヵ月前を比較して	③ 雇用者の維持・増加	



- * 1. 補助上限額の増額要件は、応募申請要件であり、かつ、実績要件でもあります。実績確認時点において、補助上限額の増額要件等を満たしていることが確認できない場合や報告内容に誤りがあった場合は、補助上限額の増額分が取り消しとなります。
- * 2. 最低賃金グループとは、従業員のうち、賃金が低低下位10%の従業員グループ（全従業員数の10%相当）を指します。対象となる人数は全従業員数を10で割って小数点切上げにより算出します。

詳しくは、下記の本会ホームページURLより公募要領をダウンロードし、必ず確認してください。

※ 今回、中小企業庁の公募予告によりますと今回の補助事業での補助予定数としては約6,000件とされています。この数字から推察しますと採択される割合は相当きびしくなることが予想されます。

採択されるためには、今回の補助制度を充分理解し、審査項目、特に「革新性」を明確に記載・表現することが重要となります。従来のように「技術面」「事業化面」では差が付きにくくなるのが予想されます。そこで、**加点ポイントも確実に得られるようにすることも重要**となります。第四次産業革命型・一般型に応募する中小企業等経営強化法による「経営力向上計画」の認定事業者及び「経営革新計画」の承認申請事業者、総賃金の賃上げ等に取り組む企業、本事業によりTPP加盟国等への海外展開により海外市場の新たな獲得を目指す企業、小規模型に応募する小規模企業者、IT化に取り組む企業、台風7、9、10及び11号の激甚災害に指定された地域で事業を実施する事業者（公募要領36ページ「台風7、9、10及び11号の激甚災害指定地域について」を参照）に加点いたします。「経営力向上計画」の認定につきましては、本会各事務所でご相談ください。

問い合わせ先

長野県中小企業団体中央会 Tel:026-228-1206（直通）Tel:026-228-1171（代表）
 長野市大字中御所字岡田町131-10 長野県中小企業会館4階
 問い合わせ時間：10:00～12:00、13:00～17:00 / 月曜～金曜（祝日除く）
 URL：http://www.alps.or.jp/28mononagano/

●第68回全国大会決議を政府与党に要望

10月20日、自民党本部で開催された「予算・税制等に関する政策懇談会」において、中小企業関係の自民党幹部国会議員等に対して、第68回全国大会の決議について要望を行いました。

本懇談会には、全国大会に政党代表挨拶をいただいた山口泰明組織運動本部長、井上信治団体総局長、うえの賢一郎経済産業部会長、村井英樹商工・中小企業関係団体委員長ほか多数の国会議員の出席のもと、加藤常務理事から、来年度の中小企業関係予算及び税制などの拡充・強化等を訴えました。

また、10月25日、大村会長は、衆議院第二議員会館で開催された公明党と全国中央会との政策要望懇談会において、井上義久幹事長、石田祝稔政調会長、斉藤鉄夫税制調査会長等公明党議員に対して、第68回全国大会の決議を要望しました。

大村会長からは、①補正予算の迅速な執行、②中小企業の経営実態に応じた「働き方改革」の推進、③投資促進税制や固定資産税の軽減措置等中小企業税制の拡充、④中小法人及び協同組合の法人税の軽減税率の延長、⑤事業承継税制の拡充など中小企業関連予算と税制について要望しました。

●信用補完制度の見直しについて与党へ要望

高橋専務理事は、11月1日、自民党本部で開催された「中小企業金融のあり方検討小委員会」(山口泰明小委員長)において、信用補完制度の見直しについて意見陳述を行いました。また、11月2日、公明党の「経済産業部会」(高木美智代会長)、「財政・金融部会」(上田勇会長)、「中小企業活性化対策本部」(赤羽一嘉本部長)の合同会議において、高橋専務理事より、信用補完制度について意見を述べました。具体的には、中小企業政策審議会金融ワーキンググループで示された論点整理について、①制度見直しにあたっては、中小・小規模事業者の資金繰りに支障が生じることのないよう総合的に検討すること、②リスクのシェアについては中小・小規模事業者への経営支援を第一義に考えて行うこと、③十分な準備期間及び周知期間を設けること、等の要望を行いました。



公明党の井上幹事長他に要望する大村会長



自民党に要望する加藤常務理事

信州の100年企業

社会経済情勢の変遷の中であって多年にわたり事業を継続し、地域社会に貢献してきた老舗企業をご紹介します。

第9回

株式会社アオヤギ印刷（上田市）

明治34年、印刷といえば活版印刷が主流であった頃、創業者青柳半助は上田市田町にて精巧堂青柳石版工場を創業しました。

石版印刷は、クロムペーパーに油墨で手書きした文字や絵を石版（石灰石や大理石などの軟石）の上に水張りし転写させると、インクに含まれる油と水の反発作用によりその部分のみインキが付く“版”になり、印刷が出来るようになります。版を替えると多色刷りも可能になりますがその分高い技術力が必要とされます。半助は高い技術力で色鮮やかな絵はがきや当時上田地域の主要産業であった蚕糸のレッテルなどを手掛け、東信地域の多色刷り印刷の最先端の印刷技術を有していました。

また3代目順一郎は、いち早く製版のデジタル化を進め平成7年にはDTP (Desk Top Publishing) システム、平成13年には東信地域で初めてCTP (Computer To Plate) を導入しました。平成20年から現像液不要のCTPを導入し、廃棄物削減を行い環境にもやさしい印刷を考え、お客様と共に学び、行動し、さまざまなカタチで満足いただける商品を提供するべく努力しています。



地図 大日本帝国蚕業界模範
(明治34年10月 青柳石版工場にて印刷)



明治34年創業当時の
「精巧堂 青柳石版工場」の看板

有資格者

- 国家資格 1級印刷技能士(オフセット印刷) … 2名
- 国家資格 2級印刷技能士(オフセット印刷) … 1名
- 国家資格 1級製版技能士(DTP) … 1名
- 厚生労働大臣認定 印刷営業士 … 3名

主なあゆみ

- 1901年(明治34年) 精巧堂 青柳石版工場を創業
- 1923年(大正12年) 上田石版合資会社を設立
- 1938年(昭和13年) 上田印刷株式会社に商号変更
- 1986年(昭和61年) 有限会社アオヤギ印刷へ法人化
- 1995年(平成7年) デジタル化に伴いDTPシステムを導入
- 2001年(平成13年) 東信地域初のCTPを導入
- 2008年(平成20年) 株式会社アオヤギ印刷へ商号変更
現像液不要のCTPを導入
- 2010年(平成22年) オンデマンド印刷機導入
- 2012年(平成24年) 代表取締役社長に青柳貴彦が就任

株式会社アオヤギ印刷

上田市住吉558-11

- 事業内容 パンフレット・チラシ・カタログ・出版・封筒・伝票等の商業印刷
- 創業年 1901年(明治34年)
- 創業時の屋号 精巧堂青柳石版工場
- 創業時の事業 絵はがき・レッテル・地図・チラシ・案内等の印刷(石版印刷)

長野県の最低賃金

★必ずチェック 最低賃金！ 使用者も 労働者も★

長野県内の事業場で働くすべての労働者に適用される「長野県最低賃金」（地域別最低賃金）及び特定の産業の基幹的労働者に適用される「特定（産業別）最低賃金」は次のとおりです。

（それぞれの最低賃金の効力発生日にご注意ください。）

地域別最低賃金	時間額	効力発生日		
長野県 最低賃金	円 770 改定前 746円	平成28年 10月1日	★長野県最低賃金は、長野県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。	
			★なお、下記の産業で働く労働者には、それぞれの特定（産業別）最低賃金が適用されます。	
特定（産業別）最低賃金	時間額	効力発生日	特定（産業別）最低賃金から適用除外され、長野県最低賃金又は他の特定最低賃金が適用されるもの	
			適用除外業種	適用除外者及び適用除外業務
計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業	円 837 改定前 823円	平成28年 11月27日	測量機械器具製造業、理化学機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所	①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③次に掲げる業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）に主として従事する者
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業	円 848 改定前 834円	平成28年 11月27日	ボイラ・原動機製造業、建設用ショベルトラック製造業、繊維機械製造業（毛糸手編機械製造業を除く）、計量器・測定器・分析機器・試験器・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所	イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業による選別、袋詰め、箱詰め又は包装の業務 ハ 手作業により又は手工具若しくは手持空圧・電動工具を使用して行う熟練を要しない部品の組立て又は加工の業務
各種商品小売業 （衣・食・住にわたる各種の商品を一括して一事業所で小売する事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるか判別できない場合が該当します。）	円 800 改定前 786円	平成28年 12月31日		①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③清掃又は片付けの業務に主として従事する者
印刷、製版業	円 781 ※改定前 747円	平成28年 12月31日		①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③清掃又は片付けの業務に主として従事する者

※平成28年10月1日から平成28年12月30日までは、長野県最低賃金時間額770円が適用されます。

- ※ 精皆手当、通勤手当及び家族手当は、最低賃金の対象とはなりません。
- ※ 「適用除外業種欄」は、長野県最低賃金が適用されるものと他の特定最低賃金が適用されるものがあります（長野労働局HPにて確認できます）。「適用除外者及び適用除外業務」欄は、長野県最低賃金が適用されます。
- ※ 技能実習制度における技能実習生は、特定（産業別）最低賃金の適用除外者の1つである「雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの」には該当しません。
- ※ 厚生労働省では、最低賃金引上げに係る中小企業への支援事業として、中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）制度、非正規雇用労働者の処遇改善のための支援の拡充を目的とした（キャリアアップ助成金）制度や、経営面と労働面の相談等を専門家によるワン・ストップで対応できる相談窓口を設けております。

お問い合わせは、下記まで

- 最低賃金制度関係 労働基準部賃金室又は最寄りの労働基準監督署 ☎026-223-0555（賃金室）
- 業務改善助成金 雇用環境・均等室 ☎026-223-0560
- キャリアアップ助成金 職業安定部 地方訓練受講者支援室 ☎026-226-0862

長野労働局HP

長野労働局

検索

How To 労務管理



特定社会保険労務士
中村 光子 氏



過重労働による 健康障害防止対策について

居酒屋チェーン店や大手広告代理店で発生した過重労働による過労自殺、精神疾患の労災件数の増加など、最近各企業には「社員の労働時間管理」が大変重要な課題となっています。今回は、時間外労働において、どのような点に気を付けて社員の健康管理をしていけば良いかを記載します。

1. 労働時間の限度

労働時間について、法律では「1日8時間、1週間40時間」を超えて労働させてはいけなく定められています。この法定労働時間を超えて労働させる場合には、労使話し合い等により限度時間を定め、「36協定」を締結し、所轄労働基準監督署に届出をしなければなりません。なお、36協定で定める限度時間にも、変形労働の採用や、1か月、1年等の期間毎に限度があります。

2. 時間外労働における健康障害発生リスク

36協定を締結すれば、いくらでも残業させて良いというわけではありません。時間外労働が増えると、当然ながら社員の健康障害発生リスクが上昇します。長時間労働により精神疾患が発生した場合の労災認定基準は、次のとおりです。(平成23年12月～)

- | |
|--|
| ・ 発病直前の 1か月 に概ね 160時間以上 の時間外労働を行った場合 |
| ・ 発病直前の 3週間 に概ね 120時間以上 の時間外労働を行った場合 |
| ・ 発病直前の 2か月間連続 して1か月当たり概ね 120時間以上 の時間外労働を行った場合 |
| ・ 発病直前の 3か月間連続 して1か月当たり概ね 100時間以上 の時間外労働を行った場合 |
| ・ 出来事（転勤等）が発生した前後 に恒常的な長時間労働（ 月100時間程度 の時間外労働）があった場合 |

3. 医師の面接指導

時間外労働が1か月に**100時間を超え**、かつ疲労の蓄積が認められる場合には、社員の申出に基づき、医師による面接指導を実施しなければなりません（**月80時間超**は努力義務）。

4. 時間外労働と割増賃金

時間外労働をさせた場合（1か月に60時間以内）には2割5分以上、1か月60時間を超えて時間外に労働させた場合には、5割以上（※中小企業については適用猶予のため2割5分以上）、深夜（原則として午後10時～午前5時）に労働させた場合には2割5分以上、法定休日に労働させた場合には3割5分以上の割増賃金を支払わなければなりません。

以上、簡単に時間外労働における注意点をまとめましたが、実際に長時間労働を抑制していくにはどうしたら良いのでしょうか？一例として、月45時間超の時間外労働が常態となっている場合には、業務の見直しや配置転換等を検討する、また業務の多様性等に対応するために、変形労働時間制やフレックスタイム制等を活用し労働時間の効率的な配分を図ること等が有効です。皆様の会社でも、時間外労働が多く、常態化している場合には、業務の見直し・配分、社員の再配置、有給休暇の効率的な取得、ノー残業デーの設定など、いろいろな方法がありますので、検討されてみてはいかがでしょうか。

好機逸す べからず

「ものづくり補助金」採択企業を訪ねて vol.77

株式会社エンドレスプロジェクト(佐久市)

徹底したこだわりのものづくりから生まれる
世界が信頼するブランド「ENDLESS」

徹底したこだわりとユーザー目線



商品、レースカー、レストアカーが展示される本社ショールーム

「我々は本当に好きでやっているから、しつこく、成功するまでやる。こだわりのものづくりでは、どこにも負けませんよ」。

そう言い切るのは、エンドレスプロジェクトの花里功社長。同社はブレーキパッド、ブレーキローター、ブレーキキャリパー、サスペンションなど、「ENDLESS」ブランド自動車部品の開発・製造メーカーです。製品は世界39カ国で活躍し、モータースポーツから一般ユーザーまで、信頼のブランドとして高い評価を獲得。自社でも数々のレースに参戦し華々しい戦績を上げています。

花里社長は元レーサー。一瞬の判断が生死を分けるサーキットの世界で、車とメカニックには極限までこだわってきました。その経験を生かして1986(昭和61)年、まず品質と性能ありきという徹底したこだわりと“ユーザー目線”のものづくりの志を同じくするメンバー5人で同社を創業し、ブレーキパッドの開発をスタート。翌年にはレーシングカー用ブレーキパッドで70%のシェアを獲得しました。

「佐久平から世界一を目指そうとスタートした。ただの夢物語と言われましたが、志はそこにあった。魂を込めたものづくりで自分たちのこだわりをカタチにし続けよう。それがエンドレスという社名の由来です」。

製品開発は、ブレーキパッドに使う摩擦材の配合など素材研究からもアプローチ。“勝つ”ための品質を目指すとともに、アスベスト全廃など環境面からの取り組みも積極的に行っています。

商売の成功はインスピレーションに

同社がものづくり補助金を活用して取り組んだ

のが、「すり合わせ装置導入によるレース用高付加価値ブレーキパッドの商品化」。



ベディング装置

レースやラリーでは、ブレーキパッドとブレーキローターは600度を超える高温となり、新品のブレーキパッドではブレーキ動作が不安定になります。性能を100%引き出すためには使用前にすり合わせ(ベディング)をする必要があります。従来はレース前に実車で行っていましたが、しかし費用面から十分なベディングが困難な状況が生まれています。

この問題を解決するため、適切なベディングを内製できるベディング設備を開発。ブレーキパッド製造工程に導入し、事前に最良の条件下で安定的にベディングすることを可能にしました。

限られたハイエンド・マーケットをターゲットにした「セラミックスカーボン・ローター」の開発など、こだわりのものづくりは自然に世界の頂点に向かいます。その一方で、「塩熟野菜」の販売を手がける発想の面白さ。花里社長はこう言います。



レーシングガレージで整備中のレースカー

「開発は五感を使い、感性を磨いている人間にしかできない。商売が成功するかどうかはインスピレーションにかかっています」。



株式会社エンドレスプロジェクト

代表 代表取締役 花里 功

創業 1987(昭和62)年8月

資本金 2,600万円

本社 佐久市横和1012-1

TEL.0267-67-0535 FAX.0267-67-0697

事業内容 自動車部品の製造・販売



好機逸すべからず

「ものづくり補助金」採択企業を訪ねて vol.78

宮坂醸造株式会社（諏訪市）

酒造りの高品質化と個性化を加速する。
老舗トップブランドの果敢な挑戦。

受賞、七号酵母、そして品質向上

「ここ数年、日本酒ブームが続いていますが、売れているのは純米酒や吟醸酒などの特定名称酒。10年ほど前まで造っていたような酒とはまったく別物です。おいしくないものは売れません」。

宮坂醸造は、「真澄」ブランドで年間90万本（一升瓶）と長野県内トップクラスの生産・販売量を誇る酒造メーカーです。諏訪蔵と富士見蔵の2工場で製造。精米から自社で行うなど高品質な酒造りにこだわり、純米酒比率は70%近くに上ります。高級酒を中心に海外輸出にも力を入れ、香港に支店を設けているほか、海外展示会への出展も積極的に行っています。

同社は1662（寛文2）年創業。高島藩の御用酒屋を勤めるも事業は次第に衰退。大正中期には酒造業の廃業も検討しましたが、周囲からの強い要望により、宮坂直孝社長の祖父・勝氏が酒造りを立て直すこととなりました。「生き残るためには傑出した品質の酒を造らなければいけない。名杜氏・窪田千里と二人三脚で全国の銘醸蔵を訪ね歩き、酒造りの設備、技術、考え方などを一から学ぶことで少しずつ品質を改めていきました」。

その努力が実り、1943（昭和18）年、全国品評会で日本一に輝いたのを皮切りに、46年、48年と立て続けに受賞。46年に諏訪蔵で発見された「七号酵母」（醸造協会酵母7号）は現在、全国60%の酒蔵で活躍しています。

受賞、七号酵母の発見、そしてつねに品質を磨き続けてきたこと。それが現在の同社の礎となりました。

海外展開を視野に設備投資

「5年ほど前、当社の純米比率は30%程度でした」と宮坂社長は明かし、こう続けます。「20年前まで酒屋の経営を支えていた普通酒はやがてなくなる。生産システム自体を高級酒体制に移していかなければいけないと考えています」。

高級酒は海外での人気も高く、同社では海外展



真澄発祥の七号酵母を使った純米大吟醸

開を視野に入れた個性的な酒造りにも力を入れています。

その一環として取り組んだのが「水質環境に影響されないブランド銘柄・清酒製造技術の開発」。諏訪蔵と富士見蔵の原料水には水質差があり、同品質の高級酒造りにはネックになっていました。そこでものづくり補助金を活用し、任意にミネラル組成を制御できる加工ろ過装置を導入。品質アップに大きな効果を発揮しています。

さらに、数年前から生産に取り組む“スパークリング日本酒”の量産に欠かせない設備を導入。試運転を重ね、数千本の年間出荷量を数万本にまで伸ばす計画です。「フランス人シェフが驚き、年間数百本も購入してくれている。日本酒を世界に広めていくきっかけになる酒として非常に重視しています」。

高級酒体制の構築には「膨大な設備投資が必要」と宮坂社長。しかし今後の経営を確実に左右するにとらえ、果敢に投資をしていく覚悟を固めているようです。



加工ろ過装置



自社精米機



富士見蔵の貯蔵タンク



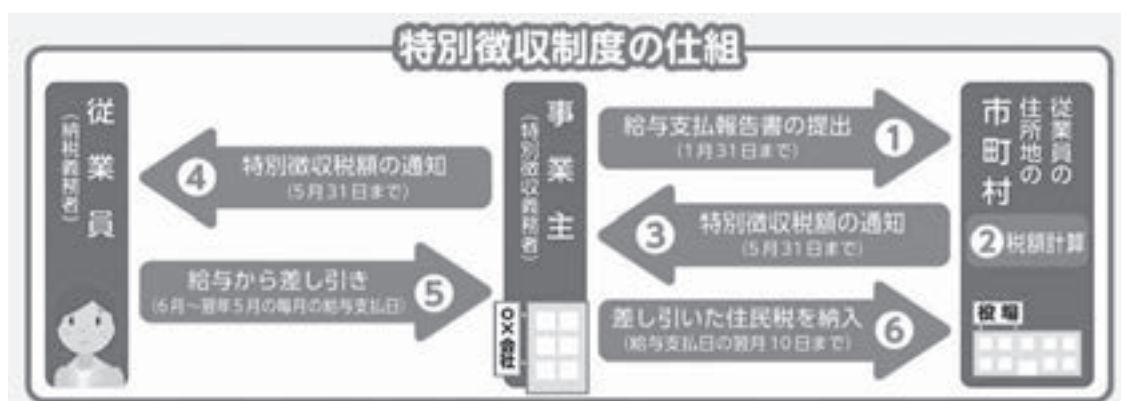
宮坂醸造株式会社

代表 代表取締役社長 宮坂直孝
創業 1662（寛文2）年
資本金 4,800万円
本社 諏訪市元町1-16
TEL.0266-52-6161 FAX.0266-53-4477
事業内容 清酒製造



平成30年度から、原則全ての事業主に従業員等の個人住民税を特別徴収していただきます!!

- ◆従業員等（給与の支払を受けている方）の個人住民税は、市町村から納税通知書の送付を受けた従業員等がそれぞれ納税する方法【普通徴収】又は事業主（給与支払者）が“特別徴収義務者”として、従業員等の給与から差し引き、従業員等に代わって納税する方法【特別徴収】のいずれかにより、納税されています。
- ◆しかし、地方税法では、従業員等の納税の便宜を図るため、「特別徴収」の方法によることが原則とされていますので、所得税の源泉徴収義務のある全ての事業主は、従業員等の個人住民税について特別徴収を行っていただく必要があります。
- ◆長野県と県内全77市町村は、特別徴収による個人住民税の納税を徹底するため、平成30年度から、例外的に普通徴収とすることができる全県統一要件を設けつつ、原則として所得税の源泉徴収義務のある全ての事業主を特別徴収義務者に指定する取組を全県一斉に実施します。
- ◆これに伴い、特別徴収義務者に指定された事業主は、平成30年6月の給与支払時から、従業員等の個人住民税を給与から差し引いて、市町村に納税いただくことになります。
- ◆現在、特別徴収を行っていない事業主は、特別徴収の実施準備をお願いします。



- ◆なお、次の理由（普A～普F）に該当する場合は、例外として特別徴収を行わないことができますが、給与支払報告書を提出いただく都度、所定の手続きが必要となりますので、ご注意ください。

区分	符号	理由
事業所	普A	総従業員数*が2人以下の事業所 ※事業所全体の従業員の数で、下記「普B」～「普F」の理由に該当して特別徴収を行わないこととする対象者（他市区町村分を含む。）を除いた人数
従業員等	普B	他の事業所で特別徴収されている方（例：乙欄適用者）
	普C	給与が少なく税額が引けない方（例：年間の給与支給額が93万円以下）
	普D	給与の支払が不定期な方（例：給与の支払が毎月でない）
	普E	事業専従者（個人事業主のみ対象）
	普F	退職者又は退職予定者（5月末日まで）

※平成30年度（平成29年分）給与支払報告書 [平成30年1月末提出期限] の提出時からの運用となります。

【お問合せ先】 県庁市町村課 (TEL026-235-7068) 又は最寄りの市町村住民税担当課

認知症の人は健常者より 歯が少ない？



御代田町 林歯科診療所 院長 林 春二

体の箇所については病気や事故にでもならない限り注意されることはありません。では読者の皆様の歯の知識はどうでしょうか。簡単な質問をします。○か×で教えてください。

第1問、歯周病は心筋梗塞の原因になる。

第2問、認知症の人は健常者より歯が少ない。

答えはどちらも○です。これは歯の病気といってもとても恐ろしい病気だということを物語っています。

よく噛むと脳を活性化します

歯の病気は、むし歯（カリエス）と歯周病（高齢者の方は歯槽膿漏の方がわかりやすいでしょうか）が二大疾患です。進行するとどちらも同じ激痛を出します。恐ろしいことに歯周病の原因菌が血液に入り込むと心筋梗塞、脳梗塞、糖尿病など死に至る病気の元になります。脳梗塞は脳にダメージを与え、記憶や運動障害を引き起こし、不幸なことに認知症を引き起こします。むし歯や歯周病も放置すると歯を抜かなければなりません。すると咬めなくなり、脳への刺激が減少し、認知症を引き起こしたり、さらに悪化をさせます。高齢になっても健常者は自分の歯の数が多く残っています。認知症の人は健常者より少ないだけでなく、MRIで「海馬」の容積を比べると健常者より小さいことが分っています。動物実験によると、歯を抜くと海馬錐体神経細胞が減少して認知機能を低下させます。このことと合致しないでしょうか。またよく噛むと脳に血液が充満し、脳を活性化します。噛む力が大きければ大きいほど効果は上がり、噛めなければ当然脳への血液流入は少なくなり、活性化は下がります。歯を抜くことによって記

憶の貯蔵庫である海馬の海馬錐体神経細胞が少なくなり、血液の流入も減少し、咬む刺激が下がれば海馬は三重苦に襲われ、やがて認知症へまっしぐらに突き進みます。

ハミガキで認知症リスク減少

この三重苦を防ぐには、自分の口の中の特徴をしっかりと覚え、その特徴に合ったハミガキをすることが一番の近道になります。その時注意することは白い歯の部分だけでなく、歯肉を磨くことです。歯肉の中には無数の毛細血管が走っていて血液の循環を促進することができます。新鮮な血液が循環するので免疫力が高まり、脳にも血液が送り込まれますから脳は活性化します。これを証明する調査があります。カリフォルニア大学で5,500人を18年間追跡調査した結果、1日3回以上歯を磨く人は1回だけの人より認知症になるリスクが65%も低かったということです。皆さんも面倒くさがらずにハミガキをしっかりとやってほしいと思います。



毎月8日は「信州地酒で乾杯の日」を制定

「信州の地酒普及・乾杯条例」制定から1年を迎え、信州の地酒での乾杯促進と消費拡大を進めるため、「信州地酒で乾杯の日」を制定しました。

乾杯の際の杯やグラスを重ね合わせる形を連想させることから、毎月8日を「信州地酒で乾杯の日」と制定しました。

12月8日(木)に制定キックオフイベントが長野県庁で開催され、日本記念日協会から認定証の交付を受けました。また構成団体からキャンペーン内容について発表されました。



詳細につきましては、下記ホームページをご覧ください。

ポータルサイト：<http://www.pref.nagano.lg.jp/jizake/kanpai>

信州みらいチャレンジ保証

長野県の地域経済を支える中小企業の皆さまの事業承継をはじめとする経営課題の解決を支援します。

概 要	
ご利用いただける方	次の要件を満たす方 ①取引金融機関(メインまたは準メイン金融機関)との間で証書貸付、手形貸付、当座貸越、割引、社債引受等による取引が3年以上あり、保証申込時点でその取引残高がある方 ②事業承継等の経営課題を抱え、その解決に取り組む方 ※お申込みはメインまたは準メイン金融機関を通じてお願いいたします
限度額	1億円以内
対象資金	運転資金及び設備資金
保証期間	運転 7年以内 設備 10年以内(据置期間1年以内を含む)
返済方法	分割返済(ただし、期間1年以内の場合は一括返済可)
信用保証料	年0.25%~1.70% ※通常より0.2%低い保証料率でご利用いただけます ※有担保割引、中小企業会計割引の適用も可能です
貸付利率	金融機関所定の利率
連帯保証人	原則として法人の代表者を除き不要
担保	必要に応じてご提供いただきます
添付書類	所定の申込資料の他、申込人資格要件等確認書及び課題確認書の添付が必要となります ※書式は、当協会ホームページ(お客様用書式ダウンロードページ)に掲載しています

詳細については、お近くの信用保証協会窓口までお問い合わせください。

中小企業のグッドパートナー&ベストサポーター
長野県信用保証協会

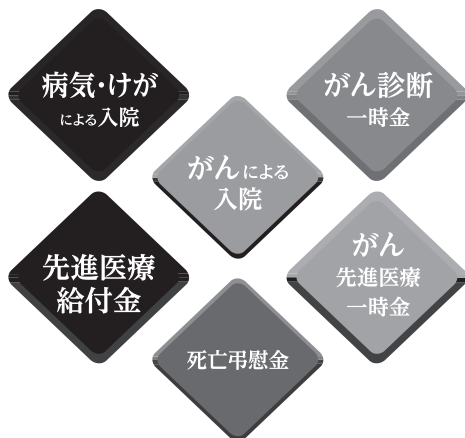


ホームページ <http://www.nagano-cgc.or.jp>

E-mail hosyo@nagano-cgc.or.jp

新登場! ミドル共済

満15歳から満60歳まで保障
生命医療共済(ミドル健康告知型)



■保障の内容

共済金の種類	共済金額
死亡弔慰金	500,000円
入院給付金	日額 5,000円
がん入院給付金	入院給付金 + 日額 5,000円
先進医療給付金 [実費給付]	1共済期間中 3,000,000円 (通算給付限度10,000,000円)
がん診断一時金	500,000円
がん先進医療一時金 [実費給付]	1共済期間中 300,000円 (通算給付限度1,000,000円)

■加入年齢 満15歳～満59歳 [継続は満60歳まで※]

■共済掛金 月額 2,500円

詳しくはパンフレットをご請求ください。

現在、持病で薬を飲んでいてもご加入しやすい【ミドル選択緩和型】もございます。詳しい内容は当組合までお問い合わせください。
※満60歳以上の方は生命医療共済「シニア共済」へのご加入をおすすめします。



長野県福祉共済協同組合

〒380-0936 長野市中御所岡田131-10 長野県中小企業会館3階

☎0120-86-9431

【北信支部】長野市中御所岡田131-10 長野県中小企業会館3階

【東信支部】上田市常田2丁目20-26 トキタビル3階

【中信支部】松本市中央1丁目23-1 松本商工会館3階

【南信支部】諏訪市高島2丁目1201-40 RAKO華乃井ホテル バレス1階

【飯田支所】飯田市主税町3-1 いいだ会館3階

TEL.026 (269) 0885

TEL.0268 (24) 1789

TEL.0263 (33) 0510

TEL.0266 (78) 4033

TEL.0265 (24) 7099

ETC

各種サービスのご紹介

大口・多頻度割引制度 (後払制度)

日本高速道路(株)発行の ETC コーポレートカードを使用して、ETCシステムにより高速道路通行料金を支払う組合員に対し利用実績に応じて割引されます。

但し、1台月額3万円以上となります。

法人会員の ETC カードによる割引制度 (後払制度)

上記、大口・多頻度割引制度に該当しない組合員のために当組合のETCクレジットカードを使用して、利用実績に応じてマイレージ割引をいたします。

ETC 車載器の
販売、セットアップ
できます。

ITS-TEA
一般財団法人 ITSサービス高度化機構

申込み・問い合わせは

(協) 長野県商工振興会
<http://www.alps.or.jp/shoko/>

〒380-0936 長野市岡田 131-10 中小企業会館内
TEL(026)291-4567 / FAX(026)228-3511

経営者・役員・従業員とそのご家族の 安心の保障を準備するために 中央会の共済制度をご活用ください。

BESTパートナー
三井生命



従業員のための退職金準備に 特定退職金共済制度

従業員さまの定着が図られ、安定した退職金準備ができる共済制度です。

- 特定退職金共済制度 引受保険会社
三井生命保険株式会社



経営者・従業員のための万一の保障 団体扱生命保険

団体扱* (月払) の場合、一般扱 (口座振替扱月払等) でご契約いただくよりも、保険料が割安になります!

オーナーズプラン

経営者の事業承継対策とリスクマネジメントのために。

パートナーズプラン

従業員の皆さまの保障準備をサポートします。



業務上の災害への備えに 業務災害補償保険

事業活動にかかわる従業員さまのケガなどのリスクをカバーする保険です。

- 業務災害補償保険
引受保険会社 三井住友海上火災保険株式会社
取扱代理店 三井生命保険株式会社

* 団体扱とは、長野県中小企業団体中央会が団体扱としてお申し込みいただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社へ払い込み取り扱いです。

※ 一部対象とならない商品・契約がございますので、詳細は下記までお問い合わせください。

※ 詳しくは、該当の「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書(契約概要)」「特に重要な事項のご説明(注意喚起情報)」「ご契約のしおり-約款」および長野県中小企業団体中央会の「退職金共済規程(規約・規則)」等を必ずご覧ください。

三井生命保険株式会社は三井住友海上火災保険株式会社の取扱代理店として損害保険代理店委託契約を締結しています。

お取り扱いの詳細は、下記までお問い合わせください。

三井生命保険株式会社 松本支社

〒390-0811 長野県松本市中央1-21-8 三井生命松本ビル2F TEL:0263-34-3585
<http://www.mitsui-seimei.co.jp/>

長野営業部	TEL:026-226-2820	東御営業部	TEL:0268-64-5413
松本営業部	TEL:0263-35-8519	佐久営業部	TEL:0267-62-0358
あづみ野営業部	TEL:0263-84-0256	飯田営業部	TEL:0265-24-4980
上田営業部	TEL:0268-24-2755	諏訪営業部	TEL:0266-52-1356

三井-KB-28-3 (損保) C-28-1
B-28-1010 (H28.4) 使用期限 H29.3.31



J R 長野駅善光寺口より徒歩 1 分の好立地



上質で優雅な時間を過ごす ゲストルーム&ロビーラウンジ



感謝と祝福の笑顔が溢れる メトロポリタンウエディング



旬の味覚と確かな技が喜びを創りだす レストラン&バー



Hotel Metropolitan
Nagano



創業以来、たくさんの出会いと
笑顔を見守り続けてきた
「ホテルメトロポリタン長野」は
2016年11月24日に
開業20周年を迎えました
これもひとえに
皆様のご支援のおかげと
心から感謝申し上げます
今後も皆様に愛されるホテルとして
サービスの向上に努めて
参りますので
引き続きご愛顧のほど
よろしくお願いいたします



ホテルメトロポリタン長野

TEL : 026-291-7000
FAX : 026-291-7007

<http://www.metro-n.co.jp>

※写真は全てイメージです

地域の中小企業を、 もっと前へ。

魅力ある資源や地元で育まれたノウハウで、地域経済を盛り上げる中小企業のみなさま。
商工中金は積み重ねてきたノウハウをもとに、地域の関係機関と連携しながら、
みなさまの夢をしっかりとバックアップし、豊かな地域社会の実現に貢献していきます。

商工中金



- | | | |
|------|--|------------------|
| 長野支店 | 〒380-0814 長野市西鶴賀町1483-11
●長野電鉄権堂駅下車(勤労者女性会館しなのき隣) | TEL:026-234-0145 |
| 諏訪支店 | 〒392-0026 諏訪市大手1-14-6
●上諏訪並木通り | TEL:0266-52-6600 |
| 松本支店 | 〒390-0811 松本市中央2-1-27
●松本郵便局筋向い(松本本町第一生命ビル1階) | TEL:0263-35-6211 |

おかげさまで80周年

80th

商工中金は、国とともに、中小企業をサポートする公的金融機関です。
お客さまとともに、地域活性化に全国で取り組んでいます。



人を思う。未来を思う。

商工中金

環境エネルギー分野の 産業化に向けた勉強会が開催されます

日時 平成28年12月19日(月) 13時30分～15時30分

場所 長野県庁 議会棟404・405会議室

講演 総論 I「独り勝ち」のドイツでの産業クラスターによる強い中小企業育成の取組

講師 独立行政法人 経済産業研究所 上級研究員 岩本晃一 氏

申込方法・詳細お問い合わせ先

主催：長野県環境部環境エネルギー課新エネルギー推進係

電話：026-235-7109



ながのけんりサイクルキャラクター
“クルるん”

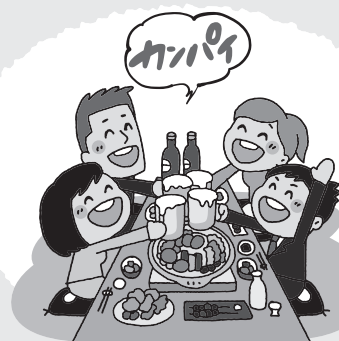
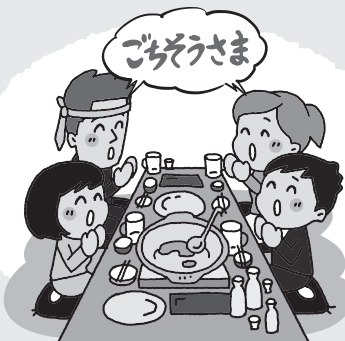
残さず食べよう! さんまる いちまる 30・10運動

しあわせ信州

【宴会たべきりキャンペーン】重点取組期間 7～9月・12～1月

宴会では、たくさんのお料理が残ってしまいがちです。「もったいない」ですね。
食べ残しを減らすために、「最初の30分間と最後の10分間」は自分の席について
お料理を楽しみ、「たべきり」で気持ちのいい宴会にしませんか？

お開き前の
10分間も
自分の席でお料理を
いただきますしょう！



カンパイ後の
30分間は
自分の席でお料理を
いただきますしょう！

長野県は、食品ロス削減国民運動と歩みをあわせて、食品ロス削減に取り組んでいます

年末年始における中小企業の 資金繰りに関する相談窓口を 開設します

日時：平成28年12月1日～30日
(土日祝日を除く) 8:30～17:15

場所：県庁産業立地・経営支援課及び
地方事務所商工観光(建築)課

お問合せ先 産業労働部 TEL026-232-0111(代表)

わが社にも
退職金制度！
（お問合せ先）
勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部
03(6907)1234

知恵と力を合わせて信州を元気に

中小企業レポート

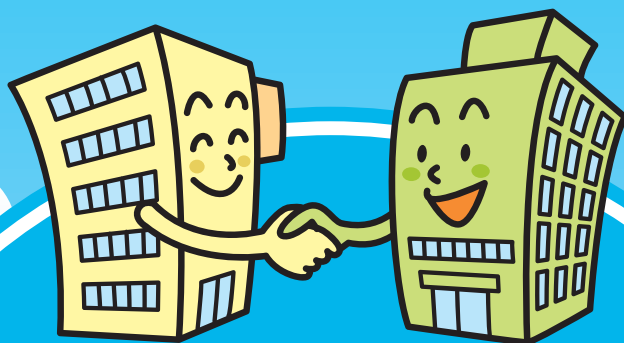
MONTHLY REPORT

2016

12

No.481

第481号 平成28年12月10日発行
購読料年間3,000円(消費税・送料込み)
発行人 佐々木正孝
発行所 長野県中小企業団体中央会
長野市中御所岡田町131-10
長野県中小企業会館内4F
TEL.026-228-1171
印刷所 カシヨ株式会社



企業間の 人材マッチングを 支援しています。

経済・産業団体、ハローワーク等と連携し、
全国ネットを通じて、人材の確保、
従業員の再就職支援に
努めています。

全国ネットの人材情報

企業間の出向・移籍のお手伝いを47都道府県の事務所で行っています。

確かな実績と信頼

昭和62年に経済・産業
団体と国の協力で設立さ
れた公益財団法人です。

幅広いデータベース

ハローワークや経済団体
などと連携し豊富な人材
情報を提供しています。

相談等の費用は無料

情報の提供、相談、あっせ
んについての費用はかか
りません。

インターネットで最新の人材情報をどうぞ

<http://www.sangyokoyo.or.jp/>

産業雇用

検索

出向・移籍の専門機関／ご利用時間 9:00~17:00(土日祝は休業)

 公益財団法人 産業雇用安定センター

長野事務所 〒380-0921 長野市栗田源田窪1000-1 長栄長野東口ビル3階

☎ 026-229-0555